# 契約書

なお、別紙の現品を甲の指定する場所に納入(搬入の場合も含む。以下同じ。)するまでに 要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 雇用保険関係冊子・リーフレット等の印刷(令和7年度下期)

契約金額 金〇〇〇〇〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税額金〇〇〇〇〇〇円)

(消費税及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税 法第72条の82及び72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を 乗じて得た額である。)

内訳は別紙1のとおり

### 契約保証金 免除

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

(納入場所及び期限)

第2条 現品の納入場所及び納入期限は、次のとおりとする。

納入場所 別紙2のとおり

納入期限 令和8年3月25日

(納品検査)

- 第3条 乙は、現品を納入しようとするときは、別紙により甲の指定する検査職員に報告する とともに、あらかじめ希望日時、場所、品名、数量等の必要事項を通知し、立会の上検査を 受けなければならない。
- 2 甲は、前項により納入の通知を受けた日から10日以内に検査を実施するものとする。
- 3 納入現品は、すべて甲の指示のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければ ならない。
- 4 検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(所有権の移転及び危険負担)

第4条 納入現品の所有権は、甲が、検査の結果、合格品と認め、検印を捺印し、合格品を受領し、乙にその受領証を交付したときに移転する。

- 2 所有権移転前に生じた現品の亡失・毀損その他一切の責任は、乙の負担とする。ただし、 甲の故意又は重大な過失によって生じた場合は、この限りでない。
- 3 天災その他不可抗力又は甲及び乙の責に帰し得ない事由により、契約が履行できなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払い義務を免れるものとする。

(不合格品引取)

- 第5条 乙は、検査の結果不合格となったときは、甲が指定する期限までに、現品を撤去しな ければならない。
- 2 甲は、前項の期限経過後、乙の負担において、その現品を他の場所に運搬し、第三者に保 管を託すことができる。

(納期の有償延期)

- 第6条 乙は、次条に規定する事由以外の事由によって納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。
- 2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(納期の無償延期)

- 第7条 乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由により納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。
- 2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認めたときは、遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(遅滞料)

第8条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する 金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

- 第9条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、 契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納 付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何ら催告 を要しない。
- (1) 第6条及び第7条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。
- (2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
- (3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
- (5) 第26条の規定に違反したとき。

- 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を 要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

#### (損害賠償)

- 第10条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。
- 2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害が生じたときは、 甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものと する。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第11条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本 契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
- (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
- (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
- (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項 の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知書の写しを甲に提出しなければな らない。
- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、 速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第12条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部 を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、 請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請

- 負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2 (同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置 命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、 当該納付命令が確定したとき。
- (3)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第2 1項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条 第1項の規定による刑が確定したとき。
- (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲が その超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第13条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約金額の支払)

- 第14条 乙は、第3条に規定する検査を受け、これに合格した場合は支払請求書を作成し、 官署支出官香川労働局長(以下「官署支出官」という。)へ提出するものとする。
- 2 官署支出官は、乙より適法な支払請求書を受理した日から30日以内にその対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第15条 官署支出官は、自己の責に帰す事由により前条の期間内に対価を支払わないときは、 遅延日数に応じ、支払金額に対し、年2.5パーセントの割合で計算した金額を遅延利息と して乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第16条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨 を書面により甲に届け出なければならない。

#### (属性要件に基づく契約解除)

- 第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本 契約を解除することができる。
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 (行為要件に基づく契約解除)
- 第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、 何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

## (表明確約)

- 第19条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても 該当しないことを確約する。
- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請 負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再委託者(再委託以降 のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に 契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければなら ない。

### (下請負契約等に関する契約解除)

- 第20条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該 下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければなら ない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との

契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、 本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

- 第21条 甲は、第9条第2項、同条第3項、第17条、第18条、第20条第2項、第24 条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第9条第2項、同条第3項、第17条、第18条、第20条第2項、第24条 及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、 その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第23条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分 を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

- 第24条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、 乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項に状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

- 第25条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の1 00分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第26条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約 の目的以外に利用してはならない。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第27条 甲は、第3条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知った時から1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限なく)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。
  - (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。
- (2) 直ちに代金の減額を行うこと。
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の 解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(紛争又は疑義の解消方法)

- 第28条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ 甲乙協議の上、解消するものとする。
- 2 本契約の根拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については高松地方裁判所を第 一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第29条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第9条第2項、第10条、第12条、第 13条、第15条、第19条、第21条、第25条、第26条、第27条、第28条及び本 条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年●月●日

発注者(甲) 香川県高松市サンポート3番33号 支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 澤出 智信

No.	品目	数量	単価	金額
1)	離職されたみなさまへ	11,310		
2	雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり	9,264		
3	雇用保険の高年齢受給資格者のしおり	5,765		
4	雇用保険の失業給付特例受給資格者のしおり	38		
5	正しい受給で早期の再就職を(表面)・不正受給は必ず発見 されます(裏面)	10,905		
6	離職証明書表紙(背表紙・裏表紙含む)	74		
7	離職票表紙(背表紙・裏表紙含む)	159		
8	教育訓練給付の受給資格者のしおり	880		
		小計		
		税(10%)		
		合計		

No.	品目	労働局	公共職業安定所及び出張所					A =1		
			高松	丸亀	坂出	観音寺	さぬき	東かがわ	土庄	合計
1)	離職されたみなさまへ	30	5,400	1,740	1,500	1,200	840	300	300	11,310
2	雇用保険の失業等 給付受給資格者の しおり	54	4,200	1,800	1,020	1,080	630	240	240	9,264
3	雇用保険の高年齢 受給資格者のしお り	35	3,000	1,000	500	600	380	100	150	5,765
4	雇用保険の失業給 付特例受給資格者 のしおり	10	10	3	0	5	2	3	5	38
(5)	正しい受給で早期 の再就職を(表 面)・不正受給は必 ず発見されます(裏 面)	5	6,000	1,000	1,000	1,500	500	400	500	10,905
6	離職証明書表紙 (背表紙・裏表紙含 む)	0	0	0	15	0	30	15	14	74
7	離職票表紙 (背表紙・裏表紙含 む)	0	70	0	30	0	30	15	14	159
8	教育訓練給付の受給資格者のしおり	20	450	120	100	120	30	20	20	880

納品先の名称	所在地、電話番号等		
香川労働局	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎北館 3 階 TEL: 087-811-8915		
高松公共職業安定所	高松市花ノ宮町 2-2-3		
丸亀公共職業安定所	TEL: 087-869-8609 丸亀市中府町 1-6-36 TEL: 0877-21-8609		
坂出公共職業安定所	坂出市京町 2-6-27 坂出合同庁舎 2 階 TEL: 0877-46-5545		
観音寺公共職業安定所	観音寺市坂本町 7-8-6 TEL: 0875-25-4521		
さぬき公共職業安定所	さぬき市長尾東 889-1 TEL : 0879-52-2595		
さぬき公共職業安定所 東かがわ出張所	東かがわ市三本松 591-1 大内地方合同庁舎 1 階 TEL: 0879-25-3167		
土庄公共職業安定所	小豆郡土庄町甲 6195-3 TEL: 0879-62-1411		